

「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」

# ふじのくに防災フェロー養成講座

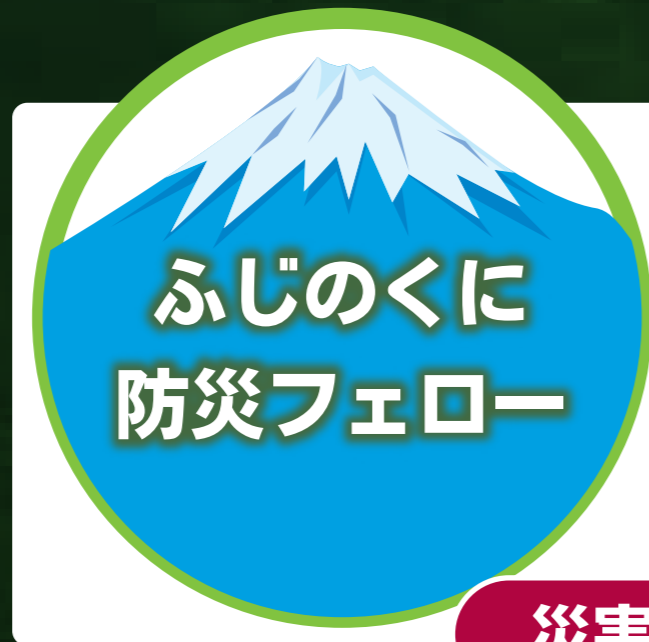
静岡大学防災総合センターでは、「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」(ふじのくに防災フェロー養成講座)を静岡県と連携して実施しています。

## 募集・選考

**募集人員:** 10名程度  
**出願期間:** 平成29年1月16日(月)～平成29年1月30日(月)(必着)  
**選考方法:** 一次選考として受講志願書に基づく書類審査を行います。一次選考合格者に対して面接・口頭試問を行い、総合的に判定します。  
**入学金・講習料:** 一次・二次選考の検定料、入学金は無料です。講習料は、120,000円とします。静岡県および静岡県内自治体の職員には一定の条件の下で減免制度が適用されます。  
 ※詳しい募集要項は平成28年11月末頃、下記の本事業ホームページで公開予定です。

## 養成する人材像

自治体や企業等で災害に関する実務に従事している方をおもな対象に、災害発生後の「危機管理ノウハウ」にとどまらず、災害の事前予防を目指し、地域の災害特性を理解し、災害に関わる科学的情報を読み解ける、実践的応用力を身につけた人材を育成することを目指します。



- ▶ 業務で防災に関与する実務者
- ▶ マニュアルや経験談だけに依存しない
- ▶ 危機管理ノウハウにとどまらない
- ▶ 災害に関わる科学的情報を読み解ける
- ▶ 身近な地域の特性に応じ、災害の事前予防に対応

災害科学的基礎知識

科学的理解・表現能力

アフターケア  
修了者のネットワーク化  
継続研修

受講生の業務内容・関心テーマに応じたオンデマンド教育



**i 最新の災害科学基礎知識を講義**  
地震、豪雨など自然外力のメカニズム、災害時の人間行動などの概念理解

**ii 実習・演習**  
現地踏査、文献・資料収集、観測などから得られた各種データを読み解き、データ処理

**iii 修了研修**  
担当教員の個別密着指導によるセミナー  
論文演習、学会発表

運営体制の確立  
個別相談体制の構築  
ネットワーク体制の構築  
最新災害科学技術調査  
県と連携した広報活動

受講生

連携

初歩的・全般的な防災知識を習得した人材を養成(静岡県ふじのくに防災士養成講座等)



県・自治体の防災担当者

企業等の防災業務従事者



## 講座の内容

### (1) 講義・実習科目

22科目が開講され、この中から最低10科目以上の履修が必要です。原則として土曜日に開講され、1科目は1日(9時半～18時)で終了します。全科目とも課題が出題されます。いずれも、講演会のように講師の話聞いていけば良いという形式のものではなく、計算、作図など、数値や物理的・質的データを用いた作業を伴い、高校程度の数学、物理等の基礎知識が必要となる場合があります。ノートパソコンを使用し、自力で無線LANの設定ができることが必須です。また、災害発生時の対応についてのテクニック、ノウハウといった内容はほぼ皆無で、防災に関わる自然科学、社会科学の基礎知識が主な内容となります。

#### 【開講予定科目】

自然災害科学概論、統計法、気候学、地震計測実習、河川工学、火山学、リスク論、地震工学、地震学、治山砂防工学、地球化学、都市防災概論、強震動・地震災害史、地理学演習、地質学演習、防災気象学、建築防災学、地域調査演習、災害社会学、津波工学、防災法制度、防災実務実習

### (2) 修了研修

修了研修は、受講生と担当教員とのディスカッションにより特定の研究テーマを決め、そのテーマに関する調査研究を行い、結果をまとめるものです。とりまとめた結果は、学会等の専門的な研究発表の場で発表することを義務づけます。修了研修は、担当教員と受講生との個別指導形式で行われるので、実施期日や回数などは受講生によって異なります。修了研修で指導可能なテーマが募集要項に示されますので、出願時に希望するテーマを記入してもらいます。ただし希望したテーマがそのまま採用されるとは限りません。希望テーマの学術研究としての妥当性を考え、議論すること自体も本研修の一部であり、最終的なテーマは受講生と担当教員とのディスカッションの上で決定されます。



講義・実習科目を10科目以上履修し、修了研修の内容を学会等の専門的な研究発表の場で発表した者を、修了判定の対象者とします。講義・実習科目の履修状況、修了研修担当教員からの報告をもとに、ふじのくに防災フェロー養成講座実施委員会が各受講者の修了判定を行います。修了者には、静岡県より「ふじのくに防災フェロー」の称号が付与されます。

## 修了判定

## 応募資格

下記(1)および(2)の要件の双方を満たすことが必要です。

(1) 次の資格等のうちいずれかを有する者

- ・「静岡県防災士」(2010年度からは「ふじのくに防災士」)の称号を有する者。日本防災士機構による「防災士」の称号を有する者。その他、防災、災害対応、防災教育に関わる資格を有する者。防災関連の学部学科を卒業、または防災関連の大学院修士課程以上を修了または在学中の者。その他ふじのくに防災フェロー養成講座実施委員会が適当と認める者。

(2) 行政機関、企業、学校等において、防災に関わる業務に従事している者

- ・例えば、市町村や県の防災関連部局(危機管理系部局のほか土木・教育・福祉なども含む)の職員、企業の防災担当者、防災報道に携わっている者、ライフライン系企業や防災関連コンサルタント企業等の社員、学校で防災教育に携わっている教職員など。
- ・現在防災関連の業務に従事している者のほか、今後これらの業務に従事する具体的な予定がある者も対象とします。
- ・「業務に従事」とは、その仕事によって何らかの報酬を得ている者を指します。たとえば地域の自主防災組織への関与は「業務」とは見なしません。

問い合わせ先

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 静岡大学防災総合センター

TEL: 054-238-4254 FAX: 054-238-4911

E-mail: sbosai@sakuya.ed.shizuoka.ac.jp

本事業のホームページ: <http://sakuya.ed.shizuoka.ac.jp/sbosai/fellow/>